

令和3年度（第37回）

通常総会資料

日時 令和3年8月27日（金）
午後1時30分～

場所 高知市文化プラザ かるぽーと
高知市九反田2番1号
TEL (088)883-5015

公益社団法人高知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会

目 次

令和3年度通常総会式次第	1
報告事項	
1. 社員数	2
2. 社員の移動	2
3. 業務日誌	2
4. 報告第1号 令和2年度事業報告	6
5. 報告第2号 令和3年度事業計画	2 2
6. 報告第3号 令和3年度正味財産増減計算予算書内訳表	2 3
7. 報告第4号 理事報酬に関する規則一部改正の件	2 5
議 案	
第1号議案 令和2年度決算報告並びに承認の件（監査報告）	2 6
第2号議案 定款一部改正の件	3 4
第3号議案 監事報酬に関する規則一部改正の件	3 6
第4号議案 監事報酬限度額決定の件	3 7
第5号議案 理事選任の件	3 8
第6号議案 その他の件	3 9

令和3年度 通常総会式次第

司 会 理 事 田 岡 拓 次

1. 物故社員への黙祷

1. 開 会 の 辞 副理事長 前 田 拓 司

1. 理 事 長 挨 拶 理 事 長 泉 清 博

1. 議 長 団 選 出

1. 記 録 者 及 び 議 事 録 署 名 者 の 選 出

1. 報 告 事 項

報告第1号 令和2年度 事業報告

報告第2号 令和3年度 事業計画

報告第3号 令和3年度 正味財産増減予算書内訳表

報告第4号 理事報酬に関する規則一部改正の件

1. 議 案

第1号議案 令和2年度決算報告並びに承認の件（監査報告）

第2号議案 定款一部改正の件

第3号議案 監事報酬に関する規則一部改正の件

第4号議案 監事報酬限度額決定の件

第5号議案 理事選任の件

第6号議案 その他の件

1. 閉会の辞 副理事長

報 告 事 項

1. 社員数 92名 (令和 3年 6月30日現在)

本 部	58名 (内、個人57、法人1)		
東 支所	14名	須崎支所	10名
幡多支所	10名		

2. 社員の移動

入会社員

矢 野 力 (幡 多)	令和 3年 4月 1日
-------------	-------------

退会社員

矢 野 誠 (幡 多)	令和 3年 3月 26日
田 邊 豊 (幡 多)	令和 3年 6月 7日
武 市 頼 幸 (本 部)	令和 3年 6月 28日

3. 業務日誌

一般会議関係

業務処理委員会	令和 2年 7月 2日
常任理事会	令和 2年 7月 8日
監査会	令和 2年 7月 16日
第1回理事会	令和 2年 7月 22日
業務処理委員会	令和 2年 8月 14日
常任理事会	令和 2年 8月 14日
令和2年度通常総会事前打合せ	令和 2年 8月 17日
令和2年度通常総会	令和 2年 8月 21日
常任理事会	令和 2年 9月 8日
第2回理事会	令和 2年 9月 25日
常任理事会	令和 2年 10月 13日

業務処理委員会	令和 2年10月23日
常任理事会	令和 2年11月10日
業務部会	令和 2年11月24日
常任理事会	令和 2年12月11日
業務処理委員会	令和 2年12月25日
総務部会	令和 3年 1月 6日
業務処理委員会	令和 3年 1月 8日
常任理事会	令和 3年 1月14日
中間監査会	令和 3年 1月21日
業務処理委員会	令和 3年 2月15日
常任理事会	令和 3年 2月16日
第3回理事会	令和 3年 2月26日
常任理事会	令和 3年 3月 9日
本会協会合同役員会	令和 3年 3月 9日
常任理事会	令和 3年 4月 9日
常任理事会	令和 3年 5月12日
常任理事会	令和 3年 5月17日
業務処理委員会	令和 3年 6月 9日
常任理事会	令和 3年 6月11日
第4回理事会	令和 3年 6月25日

全公連関係

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム

令和 2年10月26日

報告会及び研修会

令和 2年10月27日

令和2年度臨時総会（Web会議）

令和 3年 2月17日

第36回定時総会・報告会（Web会議）

令和 3年 6月 2日

四公連関係

第1回理事会・監査会	令和	2年	9月	12日
令和2年度定時総会	令和	2年	10月	2日
理事長会議	令和	3年	2月	6日
第2回理事会	令和	3年	3月	27日

業務受託及び作業関係

高知市道編入事業完了検査	令和	2年	7月	9日
登記所備付地図作成作業開札	令和	2年	7月	16日
中土佐町地籍調査協議	令和	2年	7月	28日
高知市地籍調査事業全体会	令和	2年	7月	30日
高知市消防局協議	令和	2年	8月	3日
高知地方法務局登記所備付地図作成作業協議	令和	2年	8月	5日
高知県中央東土木事務所協議	令和	2年	9月	4日
高知市道路管理課協議	令和	2年	9月	8日
中国四国農政局高知南国農地整備事業所協議	令和	2年	9月	30日
高知市消防局総務課協議	令和	2年	10月	1日
高知市道編入事業完了検査	令和	2年	10月	8日
高知県環境対策課協議	令和	2年	10月	8日
中国四国農政局高知南国農地整備事業所協議	令和	2年	10月	14日
南国市建設課協議	令和	2年	10月	15日
中土佐町地籍調査協議	令和	2年	11月	11日
高知地方法務局登記所備付地図作成作業協議	令和	2年	11月	25日
中村河川国道事務所開札	令和	2年	12月	4日
高知県用地対策課協議	令和	2年	12月	7日
登記所備付地図作成作業作戦会議	令和	2年	12月	9日
高知市道路整備課協議	令和	2年	12月	24日
高知市道編入事業完了検査	令和	3年	1月	14日

登記所備付地図作成作業全体会	令和	3年	2月	1日
高知地方法務局登記所備付地図作成作業協議				
	令和	3年	2月	22日
高知県観光政策課協議	令和	3年	2月	25日
高知県用地対策課協議	令和	3年	3月	2日
中土佐町地籍調査事業完了検査	令和	3年	3月	16日
高知市道編入事業完了検査	令和	3年	3月	17日
高知市地籍調査事業完了検査	令和	3年	3月	30日
高知県用地対策課協議	令和	3年	4月	2日
徳島河川国道事務所開札	令和	3年	4月	7日
松山河川国道事務所開札	令和	3年	4月	12日
中村河川国道事務所開札	令和	3年	4月	13日
四国山地砂防事務所開札	令和	3年	4月	15日
香川河川国道事務所開札	令和	3年	4月	16日
登記所備付地図作成作業全体会	令和	3年	4月	19日
中国四国農政局高知南国農地整備事業所協議				
	令和	3年	4月	23日
高知県観光政策課協議	令和	3年	4月	28日
四国山地砂防事務所協議	令和	3年	4月	30日
高知県観光政策課協議	令和	3年	5月	13日
高知市消防局協議	令和	3年	6月	9日
山鳥坂ダム工事事務所開札	令和	3年	6月	9日
中国四国農政局高知南国農地整備事業所開札				
	令和	3年	6月	18日
高知地方法務局登記所備付地図作成作業開札				
	令和	3年	6月	23日

報告第1号

令和2年度 事業報告

1. 総括

理事長 泉 清 博

令和元年度に引き続き、令和2年度も新型コロナによる影響により官公署の業務発注が大幅に落ち込み、大変厳しい運営を余儀なくされました。令和元年度は当初予算を2億500万円と予想していましたが、実質1億7200万円の事業収益となったことから、令和2年度の当初予算は厳しい状況を考慮して2億円を事業収益と考えて予算計上していましたが、令和元年度をさらに下回り、残念ながら1億6958万円の事業収益となりました。

やはり官公署の支出が新型コロナによる給付金などの緊急性のある事業に多く振り分けられ、嘱託登記業務は後回しとなった可能性が考えられ、この傾向はコロナが終結して政府が景気回復のために財政出動などの施策を実施するまで、今後も厳しい状況が続くのではないかと予想しています。

我が協会の運営は工期が年末か年度末に集中し、その入金のある月以外の月は極端に入金が少ない為、ある程度運転資金が無いと経費すら払えない事態に直面するという特殊性があります。

公益社団法人は、できる限り収支相償となるよう事業を行い、内部留保をしない様に求められますが、想定外の大幅な収益の落ち込みにより、公益法人の役割を果たすことができなくなってしまっただけでなく公益法人の存在意義にも関わってくるので、受託実績が減少する中で、経費を削減し運営に必要な限度の資金を確保していかなければなりません。

役員としては、この厳しい状況でできる限り財政を健全化するため、役員手当の20%カットするなど経費を削減し、昨年度の事業報告の段階で経過を報告した実質上無利子となる1000万円の新型コロナウイルス感染症特別融資を得る等、努力して参りました。

(なお、財政状況の厳しいことを見てきている協会事務局からの申し出により、職員やパート職員の手当についても、減額してもらっています。また、調査士会本会のご理解を得て、地代家賃の減額をしてもらっています。)

受託業務の減少、入札による受託金額の低迷等、昨年度同様厳しい状況である事には変わりはありませんが、企業努力により少しずつ協会の体力を付け、回復していきたいと考えていますので、社員各位のご理解、ご協力をお願いします。

地図作成業務についての概要（詳細については、業務部より報告させます。）

1. 14条地図について

県外からの著しく低額な落札により2年間にわたり受託できなかった14条地図作成

業は、我々公益社団法人にとって、地図作成という公益性にもつながる重要な業務であり、県外業者から奪回すべく単価的に厳しい受託金額ではありますが落札し、1年目の基準点作業が完了。現在、一筆地の立ち会いと測量を実施しています。

(なお、令和3・4年度14条地図作成作業についても、引き続き受託することができました。

ただし、次年度は準工業地を含み1筆当たりの面積が大きく、面積は従来と変わらないものの地権者数が3分の1しか無いため受託金額が低い事から、少数精鋭にして従来と違う受託体制を取る必要があります。)

2. 地籍調査事業について

地籍調査については、高知市、中土佐町共に継続して受託しています。

14条地図作成作業、地籍調査共に、新型コロナウイルスの影響を受け、地元説明会も中止となり、境界立ち会いも困難な中、担当社員の努力により遅延する事なく実施していただいています。

我々公益社団法人は、受託収益の半分以上を使って不特定多数の公益に資する事業を実施する必要がありますが、この14条地図作成作業と地籍調査事業だけで、令和2年度は約1万点の境界に境界標を設置、職能を活かした公益目的事業として、受託業務と共に実施することができました。

(金属鈎を設置した筆界点の数は把握できませんが、金属鈎も含むと恐らく1万3000点を超える境界標の設置を実施できているものと思われます。)

3. 産業廃棄物の処理施設の用地買収業務について

高知県環境対策課が佐川町内に新設する産業廃棄物の処理施設の用地買収に関連する業務を受託しました。まだ事業が未確定な段階で予算要求の為の見積書を提出していたものが実施ともので、作業量も確定せずどのぐらいの実行予算となるか分からないままの受託であり、特に担当班長には作業量を見極め、受託体制を考慮する様をお願いしています。

本件は単年度での完成は困難であるとして、当初から次年度繰り越す業務となっており、継続して作業中です。

4. 桜ヶ丘高校敷地調査用地実態調査・土地境界確定業務について

本件は、平成30年度に高知県高等学校振興課が安芸市桜ヶ丘町の桜ヶ丘高校の増築を行うために建築士と土地家屋調査士の両資格を持つ社員に技術的アドバイスを求められ、敷地が地図混乱地域である事から校舎の増築に併せて用地の実態調査と境界確定を提案し、認められたものですが、予算は確保していただいたものの、主たる目的である増築計画が進むまでは用地の実態調査だけを先行して進める訳にはいかず、減額や途中で中止の可能性もあり、先にこちらの業務が終了しても建築のめどが立つまでは未収のまま待機しなけ

ればならないという不安材料を抱えたまま受託していたため、社員を何人投入するかという人材配置の困難な業務でした。やはりその想定通り、複数回の工期延長がなされ、契約の変更を行なって、ようやく令和2年度にわが協会の完了が認められました。

5. 日章工業団地

数年前からある社員が個人的に相談を受け、先行して一部立会に参加までしていた業務ですが、協会で契約できれば東支所のメンバーを中心に受託体制を組んでほしいとのその社員からの申し出を受け、現在、実施中です。

ただ、この業務についても業務処理量が不確定で、予算要求のための見積額がそのまま実行予算となる保証がなく、減額になる可能性があること、頻繁な契約の変更への対応や、東支所のメンバーには多く14条地図作成作業にも掛け持ちで参加しているが日程的に忙しい時期が重複する事から、高知地区の14条に参加していないメンバーも参加して業務処理をしてもらっています。

この業務は14条や地籍調査と同様、地図作成に関する業務として処理します。

6. 安芸土木事務所管内未登記処理診断業務について

高知県用地対策課を通じて、安芸土木事務所管内の過去の未登記のまま眠っているもので解決できるものがないか診断してほしいとの話があり、しかも継続して毎年各土木事務所毎に調査も考えているとの話がありました。

実際に調査をしてみるとその原因の多くは、多数の相続人や、係争等で処理できないものや資料が散逸しているものが多く、その中から直接業務発注につながる事案は発見できませんでしたが、問題点を整理し解決策を難易度別に提示した事で、将来につながることができたと思います。

7. 四万十市の発注業務について

全体的に受託件数が伸びない中、四万十市からは積極的な業務依頼がありました。それは喜ばしいことですが、四万十市から「工期を守ってくれない人がいて、注意しても改善してくれない。(その社員による自己開発業務であるが)契約は協会と行っているのに、担当者を指導してもらいたい」というクレームが何回もあり、その度にその担当者に注意をしたが、一向に改善されないということがありました。

そこで四万十市と協議した結果、市から社員個人に直接業務依頼するやり方を改め、協会でも他の支所から応援を出してでも処理できる体制となるので、直接協会に連絡していただきたいとお願いし、了解を得ました。

8. 四国山地砂防事務所の入札失格問題について

四国山地砂防事務所の入札業務が、当協会に所属する社員が個人的に入札に参加したこ

とにより適正な入札が行われなかった可能性があることを理由に、せっかく落札した業務が失格になる事態が起きました。

しかし、初のケースで入札に参加した社員もその様な解釈がされると考えていなかった事から、その社員に対する内部での処分は行わず、注意喚起と入札説明書の条文の問題点について検討していただく様、全公連、四公連に意見書を提出しました。

その後、本件は再入札が行われたのですが、おそらく前回の当協会の入札結果を参考にして応札した県外業者が落札しました。

9. 業務に関する内政干渉事件について

我が高知協会は、某団体の立場のある人物から一方的な誹謗中傷を受けました。

その相手側の主張には大きく誤解があり、公益法人の自治の面からも容認できる話ではない為、公正な判断を求めて全公連や四公連の各協会にその事実を公開し、判断を仰ぎました。

その結果、中立な第三者としての立場で四公連各協会の理事長が当協会の資料を閲覧し、高知協会役員には不正がなく相手方の主張には一方的な誤解があると、当協会の主張に同調してくれました。

その結果、相手方からの謝罪を受け、それ以上その問題を拗らせたくなかった事から決着させる事としました。

2. 総務部

総務部長 竹村克彦

(1) 会議関係

1) 全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

土地家屋調査士制度制定70周年記念シンポジウム	(10/26)
報告会および研修会	(10/27)
令和2年度臨時総会（Web会議）	(2/17)
第36回定時総会・報告会（Web会議）	(6/2)

2) 四国ブロック公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会

第1回理事会・監査会	(9/12 高松市)
令和2年度定時総会	(10/2 高松市)
理事長会議	(2/6 Web会議)
第2回理事会	(3/27 高松市)

3) 各種会議

理事会 2回	(7/22 調査士会館)
	(9/25 調査士会館)
	(2/26 調査士会館)
	(6/25 調査士会館)
中間監査会	(1/21 調査士会館)
常任理事会 13回	(調査士会館)
	(7/8, 8/14, 9/8, 10/13, 11/10, 12/11, 1/14, 2/16, 3/9, 4/9, 5/12, 5/17, 6/11)
総務部会 1回	(1/6 調査士会館)
	(定款の改正案をメールにより検討意見集約)

(2) 外部との連絡協調

高知県土地家屋調査士会との連絡連携協調、ならびに高知地方法務局、全公連、四公連との連絡協議、情報交換を、定例の会議だけでなく随時行っております。

四公連大西会長の招集で行われる総務担当役員情報交換会を2月に予定していましたが、諸般の事情により中止となりました。

(3) 組織の充実・強化

①定款、規則の改正

先の総会で泉理事長が表明した定款改正のための作業を行った。改正土地家屋調査士法が施行され、新しく規定された使命を定款に取り込むことで、当法人の公益事業への取り組みをより高度な位置づけとする目的で定款を改正するとして改正案を作成した。

令和元年度の内閣府立入り検査において、二重基準の疑いが有るとして不備が指摘された役員報酬の基準を明確にするため、総務部会を開催して検討し「理事報酬に関する規則」「監事報酬に関する規則」の理事会提出用規則変更案の原案を作成しました。

②事務局執務環境の改善

事務局の効率的な事務処理のための環境維持・改善のため、消耗品什器の計画的な刷新、リース契約期間、バージョンアップのタイミングなど注視しながら管理しています。今期は事務局のパソコン一台に不具合が有り、修理費用を見積ったところ比較的高額だったため買い換えました。

③対外研修会の開催の準備

公益事業として行うことにしている対外研修事業について、その内容・時期・規模等を検討していますが、いわゆるコロナ禍の収束が見通せず、更に財務状況が改善しない限り積極的な事業実施は見送るべきとの立場で、状況の推移を見守っています。

④新型コロナウイルスへの対応

不要不急な事情による事務局・地図作成室への社員の訪問を禁じ、また事務室の換気や手指の消毒などの感染防止対策を継続して実施しています。

経理部と連携して家賃支援給付金の申請を試みましたが、給付対象となる条件に合致しないため断念しました。

3. 業務部

業務部長 片岡靖徳

令和2年度14条地図作成作業については、1年目作業として基準点作業が完了し、2年目作業として境界確認作業を令和3年4月27日より開始し、現在各班とも2次立会の準備と測量作業を行っています。

今回の14条地図作成作業においては高知協会として受託するのは、2年ぶりとなり、効率的な作業を行う為、業務部として、『14条作戦会議』と銘打ち過去2、3年に14条地図作成及び地籍調査の班長、副班長経験者に意見を聴く会議を令和2年12月9日に開催し、意見を参考にした結果をふまえ、令和3年1月8日に業務処理委員会を開催し、8班体制（各班3名又は4名）で担当社員を決定し、令和3年2月1日に14条担当者全体会を開催し、担当箇所等を確認して現在に至っています。今回の受託金額はかなり厳しい金額となっている為、担当社員にはご苦勞をおかけしています。

又、令和3年度14条地図作成作業入札の開札が6月11日にあり、高知協会が落札する事が出来ました。

地区としては高知市萩町地区で筆数が少ないのですが、面積的には例年通りであり、したがって全体の受託金額も少なくなっています。

本年度はコロナウイルスの影響で研修会も出来ていませんが、3人態勢での14条地図作成作業の問題点等、検討したいと考えています。

地籍調査については、令和2年度作業は順調に作業出来ており、測量業者に点の記を提供していると報告を受けています。

令和3年度地籍調査については、高見町・北竹島町地区、萩町地区、五台山地区と3箇所が契約となりました。

高見町・北竹島町地区、萩町地区については、高見町・北竹島町が2班、萩町地区が1班体制により7月から作業に入る予定であり、作業担当者を業務処理委員会により決定しました。

五台山地区については、4班体制により8月中旬以降の作業開始を予定しており、今後担当者を決定する予定です。

令和3年度高知市道路管理課予算について確認したところ、前年比500万円減で令和2年度完了業務の支払いに回す分を差し引くと新規業務としては多くを期待出来なようです。

四国山地砂防事務所の入札業務について、落札後契約になった業務について、社員の一部が入札に参加していた事により、双方の入札資格が無い扱いとなり、契約した業務につ

いて辞退する承諾書に署名して契約が無くなる事態がありました。

(この業務については再入札となり、結果高知協会は落札出来ませんでした)

令和2年度は、新たに田野町の業務を受託し令和2年度作業は完了しました。その後、他の部署より見積依頼があり、令和3年度業務として契約となっています。

又、土佐市の業務も新たに受託し作業完了しています。

中国四国農政局より南国市の業務を受託し、令和2年度業務は完了し、令和3年度業務については入札となり、高知協会が落札しており、東支所担当者により業務処理をして頂いています。

その他、佐川町の再資源処理センターの業務も担当者が作業を行っています。

南国市日章工業団地の業務については、契約し令和3年1月29日に現地にて高知県担当者、測量コンサルタント、協会担当者により現地下見と工事進捗状況の確認を行い、現在東支所担当者を中心に作業中です。

四万十市まちづくり課、いの町土木課、南国市建設課、都市整備課、各土木事務所等の業務も順調に担当者が作業を行い、令和2年度業務は完了しています。

私が見積等担当した、令和3年度業務については、四万十市まちづくり課、幡多農業振興センターの業務について見積依頼等があり、一部は契約になり、一部は今後契約になる予定です。

業務工期について一部官公署と工期厳守について、連絡を頂いた事もありますので、工期については、契約書を確認の上、工期内で出来るだけ早期の完了を今後もお願いいたします。

工期的に厳しい場合等、官公署担当者とは常に意思疎通を図り、工期延長等早めの対応をお願いいたします。

見積依頼に対する対応（片岡対応分、令和3年度）

- いの町産業経済課より、いの町大国町の境界確定について見積依頼がありました。
- いの町土木課より、土地境界確定及び登記手続きについて見積依頼がありました。
- 四国森林管理局より馬路村魚梁瀬の境界確定、登記業務について見積依頼がありました。
- 四万十市まちづくり課より見積依頼がありました。（確定後登記手続きのみ）

その他高知県、市町村等見積依頼については、前田理事、太田理事と協力して見積対応、協議打合せ等行っています。

◎国等出先機関

中国四国農政局高知南国農地整備事業所から、国営緊急農地再編整備事業「高知南国地区」の7工区の工区別の見積り依頼があり、南国市内の整備地区7工区の内5工区の業務を随意契約する事ができ、東支所の社員で班体制を構成し業務処理して頂きました。

また、令和3年度は再編整備地区の1工区単位の範囲が広域になるため、中国四国農政局担当者から入札となる旨の通知があったことから、当協会も入札に応札せざるをえませんでした。当協会が落札し、現在、東支所の社員を中心に班員を構成し、現在業務処理対応中です。

◎高知県

高知県下土木事務所関係からは、社員からの自己開発としての契約2件以外で、当協会に直接見積り依頼があったのは、中央東土木事務所からの県道未登記処理1件のみで、その後、契約する事ができましたが、その他の県下土木事務所からは見積り依頼がありませんでした。

また、県道未登記処理について、高知県用地対策課担当チーフから当協会に相談があり、担当チーフ及び安芸土木事務所用地課長と当協会業務担当役員で協議をしたところ、県下県道未登記処理に関する用地担当経験の職員が今後、大量に退職していく事が想定されるため、当協会に未登記処理で大量に残っている用地の未登記処理が可能な案件であるか否かの簡易診断調査を業務として受託できないかとの相談を受け、3段階程度の難易度別診断にて今後、県として未登記処理の見積発注の目安にしたいとの要望があり、比較的未登記用地が県下土木事務所管内で少ない安芸土木事務所管内の未登記処理用地の簡易診断にかかる調査業務の見積り依頼がありました。

そのため、常任理事会にて協議を行い、簡易診断調査が今後の当協会への未登記処理業務受託に大きく寄与する事が予想されるため、安芸土木事務所管内の簡易診断調査について理事長及び東支所長で対応してもらいましたが、被相続人名義の土地で相続人が多数となり県道未登記処理を完了するには困難な土地や係争土地等の土地が大半であったとの報告があり、今年度は直接業務に繋がる契約はできませんでしたが、簡易診断調査が当協会の業務として受託できた実績は大きかったのではないかと思います。

今年度の県下県道未登記処理業務の見積り依頼の大幅な減少は、前述の県担当者からの相談内容が大きな要因とは思われますが、昨年度から続く新型コロナの影響による予算編成による削減も考えられるため、今後も引続き動向を注視する必要があると考えます。

高知県教育委員会からは、学校安全対策課から須崎総合高校学校用地の一部境界確定業務が契約となり、担当社員にて業務処理が完了しています。また、教職員・福利課より、

1件の境界復元及び境界確認業務の見積り依頼があり、その後契約となり、担当社員にて業務処理が完了しています。

高知県環境対策課から、前年度に概算見積りをした日高村最終処分場の移転先として新たに計画している佐川町の管理型産業廃棄物処理場計画地についての登記処理業務が契約となり、2箇所の工区分けにて同時に立会業務が進む事から、担当社員5名・予備社員2名の計7名で班員を構成し、現在業務処理対応中です。

この業務は、計画予定地の分筆数確定が流動的で、当初の契約金額より減額になる可能性も考えられる事から、担当社員班長と情報を共有し、ドローンによる空撮等の新たな業務を提供する事により当協会の業務拡大について模索し、契約金額の減額分を新たな業務で対応できるよう努力していただいております。

高知県企業立地課から南国市日章工業団地登記処理業務が契約となり、当協会からは団地内土地の境界立会業務を担当した代表社員1名、泉理事長、萩田理事と共に県担当者・南国市商工課担当者・開発設計業者担当者と作業工程及び業務内容について四者協議を行い、後日、県担当者、市担当者、当協会の執行役員6名及び代表社員1名にて現地視察及び事業内容の説明を受けたところ、事業規模が大きく業務処理が複数に区分される事が想定されるため、今後の作業工程及び担当社員選定について業務処理委員会を行い、東支所の社員を主に班員を構成し、現在業務処理対応中です。

高知県土木政策課から、予算取りのため職員宿舍用地売却に伴う土地及び建物の登記処理業務の見積り依頼がありました。

業務担当（市町村） 太 田 聡

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりテレワークやWeb会議等による仕事が主流になりパソコンの知識や情報管理の重要性が求められております。

調査士業務においては、そういったことが出来ない役所との打合せや地権者との立会業務等、人と接する機会が多くソーシャルディスタンスを気にしながら業務に従事されていることと思います。引続きマスクの着用等感染防止対策をよろしく願いいたします。

県・国等出先機関同様に各市町村においても、新型コロナウイルス感染症の影響で昨年に引続き見積り依頼や打合せ相談等は減少傾向です。

特に、高知市からの見積依頼が減少傾向であり、今後も更なる予算縮小が想定されることの報告を受けております。引続き、新たな業務受注に向け担当職員と積極的に協議検討を重ねて参りたいと考えております。

しかし、この厳しい状況の中でもその他の市町村を含め、自己による業務受託の案件を多数確認いたしました。引続き各支所長と連携し、継続的な業務受託となるよう積極的な対応をして参ります。

◎高知市

- ・道路整備課から春野町弘岡下の道路分筆登記業務の見積依頼がありました。
- ・消防局総務課消防団係から消防団施設建設のための土地分筆登記見積依頼がありました。

その他、自己による業務受託の見積を確認しております。

◎四万十市

- ・まちづくり課から市道久才川線 横瀬地区内の上流工区及び下流工区の市道拡幅に伴う土地分筆登記手続き業務の見積依頼がありました。この業務は国土調査実施済区域であり、その資料を基に国土交通省が復元作業を行うという特殊な事例であったため、担当職員と打合せをし見積書を提出しました。現在、契約となり作業中との報告を受けております。
- ・まちづくり課から市道石橋線、市道古尾大西ノ川線の登記手続き業務の見積依頼がありました。(片岡業務部長担当) 現在、市道石橋線については契約となり作業中との報告を受けております。

四万十市からは継続して見積依頼がありその多くは契約となっていますが、契約に至っていない業務についても引続き注視して参ります。その他、自己による業務受託の見積を確認しております。

◎南国市

建設課から大篠小学校の校舎内にE V増築計画があり、この際学校敷地の用地測量を行い、今後の生徒数増加に伴う増築計画が発生した場合にも活用したいとの内容で、学校敷地内に里道・水路及び個人借地があるため、これらの土地も含めて境界を確定する業務の見積を前田副理事と作成し提出しております。その他、自己による業務受託の見積を確認しております。

◎土佐市

水道局から昨年契約となった自己による業務受託の案件について、担当社員から業務が完了し成果を納品したとの報告を受けております。又、新たに自己による業務受託の見積依頼を複数確認いたしました。その中でも、総務課からの見積依頼については年度内の契

約が見込まれるため担当社員と連携し迅速な対応をして参ります。

◎須崎市

須崎土木事務所から未登記用地の土地分筆登記について、自己による業務受託の見積を確認いたしました。現在は、契約となり業務完了済との報告を受けております。

◎田野町

昨年契約となった教育委員会からの幼稚保育所高台移転に伴う用地買収にかかる土地の分筆登記業務が、担当社員の迅速な対応により業務が完了し成果を納品いたしました。

又、新たに保健福祉課から町有地の一部を売却するための土地分筆登記見積依頼があり東支所担当社員が作成した見積を確認いたしました。尚、現在は契約となり作業中との報告を受けております。引続き東支所担当社員と連携し、継続的な業務受託となるよう迅速な対応をして参りたいと考えております。

その他、市町村からの見積依頼及び自己による業務受託の見積を確認しております。

引続き各市町村には、積極的且つ迅速な対応をして参りますが、その中で業務の拡大はもちろんのこと、新たな業務形態や作業の効率化など業務内容に関することや、報酬額運用基準についての積算基準・積算方法・加減率等についての協議検討が必要であると考えます。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で開催することが出来ませんでした。状況を注視しつつ協議検討の場として、研修会や勉強会などを開催したいと考えております。

4. 経理部

経理部長 吉村 慶介

令和2年度は、昨年度に引続き苦しい経理状況でありました。決算では昨年並みの事業収益でありました。運営状況としましては昨年度に新型コロナウイルス特別貸付を利用し借入を起こし、皆様方社員のご理解とご協力をいただき乗り越えたものの官公署より見積依頼、発注は減少しており来年度も油断できない状況です。

内閣府監査により公益社団法人としての指導等ありましたが、やはり運営上は運転資金を持っていなければならないと痛感しております。執行役員においてはこれまでと同様にこの苦境を乗り越えるべく、財務体質の見直しを検討し取り組んでまいりますので、引続き協会社員の皆様方に協力していただけますようよろしくお願いいたします。

令和2年度 受託処理状況

令和 3年 6月30日現在

発注先	報酬額	備考
高知地方法務局	12,596,100	登記所備付地図作成作業
四国地方整備局	5,138,266	調査測量・登記・境界確定
中国四国農政局	3,960,105	境界確定
大阪管区気象台	1,043,066	境界確定
小計	22,737,537	
高知保健福祉課	2,390,835	地積更正登記
高知児童家庭課	1,090,810	境界確定、表題登記
高知県河川課	1,198,601	復元
高知県教育委員会	23,177,978	敷地調査、境界確定
高知県高知土木事務所	104,252	地図訂正・地積更正登記
高知県須崎土木事務所	1,981,299	未登記処理業務
高知県中央東土木事務所	4,284,653	未登記処理業務
高知県安芸土木事務所	1,277,443	未登記処理業務、未登記処理診断
高知県幡多農業振興センター	221,430	用地測量
高知県警察本部	2,040,663	境界確定・地積更正
小計	37,767,964	
高知市道路管理課（高知市道）	27,534,759	市道編入
高知市地籍調査課	39,545,770	一筆地調査
高知市教育委員会教育政策課	495,847	2項道路中心設置
高知市地域防災推進課	3,495,041	用地測量・分筆登記
高知市土佐山地域振興課	497,128	境界確認
小計	71,568,545	
南国市	12,398,211	用地測量・分筆登記
香美市	917,757	分筆・地目変更登記
香南市	581,900	分筆登記
土佐市	3,798,899	公共嘱託登記業務
須崎市	280,000	境界確定・分筆登記
四万十市	8,231,524	用地調査
北川村	1,199,602	分筆登記・建物表題登記
いの町	10,262,847	境界確定・分筆登記

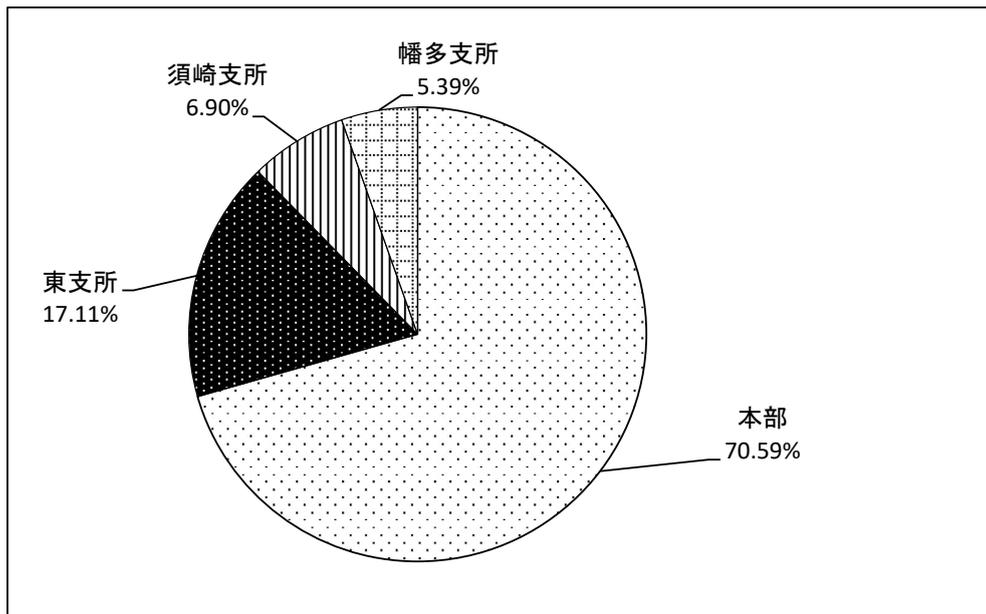
発注先	報酬額	備考
中 土 佐 町	8,158,700	一筆地調査・土地公図照合修正
田 野 町	5,498,945	分筆・地目変更登記
仁淀川下流衛生事務組合	3,135,805	境界確認・測量
小 計	54,464,190	
総 計	186,538,236	

(金額税込)

令和2年度 支所別受託処理状況

支 所	金 額
本 部	131,681,442
東 支 所	31,917,415
須 崎 支 所	12,879,255
幡 多 支 所	10,060,124
合 計	186,538,236

(金額税込)



令和3年度 事業計画

(1) 総務部

1. 外部との連絡協調

- ① 高知地方法務局・高知県土地家屋調査士会との連絡協議
- ② 全公連・四公連の各種会議への参加
- ③ 他県協会との情報交換
- ④ 一般市民を対象とした啓発活動

2. 組織の充実・強化

- ① 各地域との連絡協議
- ② メールによる連絡体制の促進
- ③ 事務処理などの合理化の検討

(2) 経理部

1. 予算の適正執行と経理事務の合理化の推進

(3) 業務部

1. 業務処理の実施

- ① 登記所備付地図作成作業への参画
- ② 地籍調査業務への参画
- ③ その他法定事業の処理

2. 自主事業の推進

- ① 基準点設置作業等の実施
- ② 業務処理に伴う境界標設置の推進

3. 業務処理体制の強化

- ① 業務受託体制の改善
- ② 成果品の品質と管理の検討

4. 関係官公署に対する啓発活動

科 目	令和2年度予算			令和3年度予算			増 減		
	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	囑託登記事業			囑託登記事業			囑託登記事業		
管理費									
業務処理費									
外注費									
役員報酬		1,920,000	1,920,000		2,100,000	2,100,000		180,000	180,000
退職給付費用		43,200	43,200		70,000	70,000		26,800	26,800
給料手当		3,300,000	3,300,000		3,300,000	3,300,000			
福利厚生費		650,000	650,000		650,000	650,000			
会議費		200,000	200,000		100,000	100,000		△ 100,000	△ 100,000
旅費交通費		1,000,000	1,000,000		800,000	800,000		△ 200,000	△ 200,000
通信運搬費		250,000	250,000		250,000	250,000			
減価償却費		140,000	140,000		128,496	128,496		△ 11,504	△ 11,504
消耗什器備品費		30,000	30,000		30,000	30,000			
消耗品費		150,000	150,000		200,000	200,000		50,000	50,000
修繕費		30,000	30,000		30,000	30,000			
印刷製本費		360,000	360,000		360,000	360,000			
光熱水道費		150,000	150,000		150,000	150,000			
貸貸料		300,000	300,000		300,000	300,000			
保険料		650,000	650,000		700,000	700,000		50,000	50,000
諸謝金		440,000	440,000		440,000	440,000			
租税公課		200,000	200,000		300,000	300,000		100,000	100,000
支払負担金		1,400,000	1,400,000		1,400,000	1,400,000			
研修費		100,000	100,000		100,000	100,000			
図書費		10,000	10,000		20,000	20,000		10,000	10,000
諸会費		43,000	43,000		43,000	43,000			
接待交際費		250,000	250,000		100,000	100,000		△ 150,000	△ 150,000
啓発費		50,000	50,000		70,000	70,000		20,000	20,000
地代家賃		630,000	630,000		600,000	600,000		△ 30,000	△ 30,000
検定料									
雑費		200,000	200,000		250,000	250,000		50,000	50,000
支払利息		46,168	46,168		49,398	49,398		3,230	
経常費用計	189,210,800	12,542,368	201,753,168	186,590,000	12,540,894	199,130,894	△ 2,620,800	△ 1,474	△ 2,625,504
当期経常増減額	789,200	△ 1,054,368	△ 265,168	1,410,000	985,106	2,395,106	620,800	2,039,474	2,663,504
2. 経常外増減の部									
経常外収益									
当期経常外増減額									
当期一般正味財産増減額	789,200	△ 1,054,368	△ 265,168	1,410,000	985,106	2,395,106	620,800	2,039,474	2,663,504
一般正味財産期首残高	△ 33,384,549	36,493,778	3,109,229	△ 24,799,024	37,462,090	12,663,066	8,585,525	968,312	9,553,837
一般正味財産期末残高	△ 32,595,349	35,439,410	2,844,061	△ 23,389,024	38,447,196	15,058,172	9,206,325	3,007,786	12,214,111
II 正味財産期末残高	△ 32,595,349	35,439,410	2,844,061	△ 23,389,024	38,447,196	15,058,172	9,206,325	3,007,786	12,214,111

理事報酬に関する規則

【改正案】	【現行】
<p>(報酬の限度額) 第3条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。 2. 比例報酬は、<u>執務地が県内の場合に執務費1日当たり6千円とし、執務地が県外の場合は執務費1日当たり1万円とする。</u></p>	<p>(報酬の限度額) 第3条 固定報酬の限度額は、別表のとおりとする。 2. 比例報酬は、<u>執務費1日当たり6千円とする。</u></p>

科 目	令和元年度決算			令和2年度決算			増 減		
	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計	公益目的事業会計	法人会計	合 計
	嘱託登記事業			嘱託登記事業			嘱託登記事業		
管理費									
業務処理費									
外注費									
役員報酬		1,867,200	1,867,200		1,616,800	1,616,800		△ 250,400	△ 250,400
退職給付費用		14,400	14,400		35,808	35,808		21,408	21,408
給料手当		3,159,461	3,159,461		2,896,496	2,896,496		△ 262,965	△ 262,965
福利厚生費		688,731	688,731		590,043	590,043		△ 98,688	△ 98,688
会議費		570,872	570,872		52,745	52,745		△ 518,127	△ 518,127
旅費交通費		841,408	841,408		615,159	615,159		△ 226,249	△ 226,249
通信運搬費		243,151	243,151		222,834	222,834		△ 20,317	△ 20,317
減価償却費		141,010	141,010		134,306	134,306		△ 6,704	△ 6,704
消耗什器備品費									
消耗品費		115,622	115,622		201,526	201,526		85,904	85,904
修繕費									
印刷製本費		362,871	362,871		181,066	181,066		△ 181,805	△ 181,805
光熱水道費		136,150	136,150		139,637	139,637		3,487	3,487
貸貨料		287,400	287,400		287,400	287,400			
保険料		591,340	591,340		556,000	556,000		△ 35,340	△ 35,340
諸謝金		440,000	440,000		440,000	440,000			
租税公課		173,460	173,460		275,410	275,410		101,950	101,950
支払負担金		1,421,410	1,421,410		1,143,046	1,143,046		△ 278,364	△ 278,364
研修費		81,819	81,819					△ 81,819	△ 81,819
図書費		2,471	2,471		8,633	8,633		6,162	6,162
諸会費		43,000	43,000		43,000	43,000			
接待交際費		220,734	220,734		68,165	68,165		△ 152,569	△ 152,569
啓発費		45,455	45,455		68,055	68,055		22,600	22,600
地代家賃		668,183	668,183		572,728	572,728		△ 95,455	△ 95,455
検定料									
雑費		154,523	154,523		223,938	223,938		69,415	69,415
支払利息					46,168	46,168		46,168	46,168
経常費用計	169,431,894	12,270,671	181,702,565	151,515,485	10,418,963	161,934,448	△ 17,916,409	△ 1,851,708	△ 19,768,117
当期経常増減額	△ 9,229,488	△ 130,301	△ 9,359,789	8,064,733	1,089,035	9,153,768	17,294,221	1,219,336	18,513,557
2. 経常外増減の部									
経常外収益									
当期経常外増減額									
当期一般正味財産増減額	△ 9,229,488	△ 130,301	△ 9,359,789	8,064,733	1,089,035	9,153,768	17,294,221	1,219,336	18,513,557
一般正味財産期首残高	△ 24,155,061	36,624,079	12,469,018	△ 33,384,549	36,493,778	3,109,229	△ 9,229,488	△ 130,301	△ 9,359,789
一般正味財産期末残高	△ 33,384,549	36,493,778	3,109,229	△ 25,319,816	37,582,813	12,262,997	8,064,733	1,089,035	9,153,768
II 正味財産期末残高	△ 33,384,549	36,493,778	3,109,229	△ 25,319,816	37,582,813	12,262,997	8,064,733	1,089,035	9,153,768

貸借対照表

令和 3年 6月30日現在

(単位：円)

科 目	前年度	当年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	28,951,456	47,831,724	18,880,268
仮払金	145,808	226,202	80,394
未収入金	618,360	847,259	228,899
貯蔵品	774,334	732,638	△ 41,696
未収消費税	412,500	0	△ 412,500
流動資産合計	30,902,458	49,637,823	18,735,365
2. 固定資産			
その他の固定資産			
建物	1,743,450	1,652,830	△ 90,620
構築物	1	1	0
什器備品	328,472	284,786	△ 43,686
リース資産	4,011,000	2,510,800	△ 1,500,200
ソフトウェア	260,000	20,000	△ 240,000
固定資産合計	6,342,923	4,468,417	△ 1,874,506
資産合計	37,245,381	54,106,240	16,860,859
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	17,893,917	6,202,010	△ 11,691,907
リース債務	4,334,472	2,721,380	△ 1,613,092
未払消費税等		2,671,000	2,671,000
預り金	11,907,763	10,775,633	△ 1,132,130
前受金		10,000,000	10,000,000
仮受金		11,220	11,220
流動負債合計	34,136,152	32,381,243	△ 1,754,909
2. 固定負債			
長期借入金		9,462,000	9,462,000
固定負債合計	0	9,462,000	9,462,000
負債合計	34,136,152	41,843,243	7,707,091
III 正味財産の部			
1. 一般正味財産	3,109,229	12,262,997	9,153,768
正味財産合計	3,109,229	12,262,997	9,153,768
負債及び正味財産合計	37,245,381	54,106,240	16,860,859

財 産 目 録

令和 3年 6月30日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)				
	現金	手元保管	運転資金として	86,792
	預金	普通預金 (高知信用金庫上街支店)	運転資金として	649,557
		普通預金 (高知信用金庫上街支店)	源泉所得税預りとして	0
		普通預金 (高知信用金庫上街支店)	前払金預託として	0
		普通預金 (四国銀行上町支店)	運転資金として	26,319,742
		普通預金 (四国銀行上町支店)	源泉所得税預りとして	10,589,762
		普通預金 (四国銀行上町支店)	社会保険料預りとして	185,871
		普通預金 (四国銀行上町支店)	前払金預託として	0
		普通預金 (四国銀行上町支店)	コロナ貸付金として	10,000,000
		未収消費税		
	仮払金	雇用保険概算		112,776
		全公連役員賠償責任保険団体契約保険料		20,000
		高知県企業立地課業務 (資材費等)		93,426
未収入金	未収嘱託登記受託収益		847,259	
貯蔵品	切手・収入印紙	運転資金として	7,488	
	杭等	公益目的事業使用資材	650,970	
	成果品ファイル	公益目的事業使用資材	74,180	
流動資産合計				49,637,823
(固定資産)				
基本財産				0
特定資産				0
その他固定資産	建物	会館改修工事		1,652,830
	構築物	バリカー		1
	什器備品	キャビネット一式		284,786
	リース資産	コピー機		243,000
		AED		14,100
	ファイアウォール		328,000	

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
		コピー機	公益目的保有財産	0
		CADシステム	公益目的保有財産	0
		GPS	公益目的保有財産	966,900
		GPS解析ソフト	公益目的保有財産	138,600
		大型コピー機	公益目的保有財産	334,400
		プリンタ	公益目的保有財産	100,800
		14条アイサンソフト	公益目的保有財産	385,000
	ソフトウェア	GPS測量機バージョンアップ	公益目的保有財産	20,000
固定資産合計				4,468,417
資産合計				54,106,240
(流動負債)				
	未払金(業務)	高知地方法務局		4,096,100
		土佐国道事務所		35,877
		高知県警察本部		605,308
		高知市地籍調査課		900,000
		高知市道路整備課		115,000
		南国市都市整備課		79,823
		南国市建設課		127,224
		いの町上下水道課		242,678
	リース債務			2,721,380
	未払消費税			2,671,000
	預り金	社会保険料		178,154
		雇用保険料		7,717
		源泉所得税		10,589,762
	前受金	高知市地籍調査課		10,000,000
	仮受金	作業着個人負担分		11,220
流動負債合計				32,381,243
(固定負債)				
	長期借入金	日本政策金融公庫		9,462,000
固定負債合計				9,462,000
負債合計				41,843,243
正味財産				12,262,997

財 産 目 録

令和 3年 6月30日現在

(別紙)

(単位：円)

未払業務処理費内訳		
高知地方法務局 未払業務処理費		4,096,100
登記所備付地図作成作業	4,096,100	
土佐国道事務所 未払業務処理費		35,877
橘 秀明	35,877	
高知県警察本部 未払業務処理費		605,308
小松 俊郎	605,308	
高知市地籍調査課 未払業務処理費		900,000
小田 誠司、濱口 輝幸、櫻木 徳男	600,000	
田岡 拓次、小笠原哲輔、江口 揚亮	300,000	
高知市道路整備課 未払業務処理費		115,000
田岡 拓次、彼末 浩司、下村 貴之、山崎 亮介	115,000	
南国市都市整備課 未払業務処理費		79,823
瀨田 明彦	79,823	
南国市建設課 未払業務処理費		127,224
山岡 勝、川崎 一則	127,224	
いの町上下水道課 未払業務処理費		242,678
高知土地家屋調査士法人	242,678	
	合 計	6,202,010

令和 3年 6月30日現在

財務諸表に対する註記

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

1 重要な会計の方針

- (1) 固定資産の減価償却方法・・・定率法
- (2) 繰延資産の償却方法・・・・・・・・均等償却
- (3) リース取引の処理方法・・・・・・・・賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う方法
- (4) 消費税の会計処理・・・・・・・・税抜処理の方法

2 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高 (直接法により減価償却を行っている場合)

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額		当期末残高
建 物	1,970,000	317,170	1,652,830
構 築 物	246,750	246,749	1
工具器具備品	468,106	183,320	284,786
リース資産	10,218,000	7,707,200	2,510,800
ソフトウェア	1,200,000	1,180,000	20,000
合 計	14,102,856	9,634,439	4,468,417

監 査 報 告 書

令和2年7月1日から令和3年6月30日までの令和2年度の本協会の業務の執行状況及び財産の運用状況に関して、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私は、本協会が定めた監査規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、本協会と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制に関しては、監査会において報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、当該事業年度に係る計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、本協会の状況を正しく示しているものと認めます。

二 理事会の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類（正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録）及びその附属明細書は、相違なく且つ適正であることを認めます。

令和 3年 7月16日

公益社団法人 高知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

監 事 小 笠 原 哲 輔 ㊞

監 事 川 本 達 夫 ㊞

第2号議案 定款一部改正の件

【提案理由】

土地家屋調査士法の第11条の「目的」が「土地家屋調査士の使命」と改正され、令和2年8月1日に施行されました。

この法改正は我々土地家屋調査士に対する国民の期待が法律に明文化されたものであると同時に、土地家屋調査士業務の専門性や職責がより高度に定義されたものであり、当協会としても定款にその趣旨を取り入れ、公益事業に取り組む際の姿勢を明確にするものです。

定 款

【改正案】	【現行】
<p>(目 的)</p> <p>第3条 本協会は、社員たる土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は土地家屋調査士法（以下「調査士法」という。）第26条に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の専門的能力を結合し、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、<u>不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを</u>目的とする。</p>	<p>(目 的)</p> <p>第3条 本協会は、社員たる土地家屋調査士（以下「調査士」という。）又は土地家屋調査士法（以下「調査士法」という。）第26条に規定する土地家屋調査士法人（以下「調査士法人」という。）の専門的能力を結合し、官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の囑託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することにより、公共の利益となる事業の成果の速やかな安定を図り、<u>登記に関する手続の円滑な実施に資し、もって不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを</u>目的とする。</p>

第3号議案 監事報酬に関する規則一部改正の件

監事報酬に関する規則

【改正案】	【現行】
<p>(報酬の限度額)</p> <p>第3条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。</p> <p>2. 比例報酬は、<u>執務地が県内の場合に執務費1日当たり6千円とし、執務地が県外の場合は執務費1日当たり1万円とする。</u></p>	<p>(報酬の限度額)</p> <p>第3条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。</p> <p>2. 比例報酬は、<u>執務費1日当たり6千円とする。</u></p>

第4号議案 監事報酬限度額決定の件

- ・ 年間報酬額 90,000円

第5号議案 理事選任の件

役員選任に関する規則第4条第1項①

役員選任に関する規則第4条第1項②

役員選任に関する規則第4条第1項③

第6号議案 其他の件